

令和元年8月2日
中部管区行政評価局

「レンタカー事業に関する行政評価・監視－訪日外国人等の利用対策を中心として－」を開始

中部管区行政評価局(局長:新井孝雄)は、地域の住民生活に密着した行政上の課題や問題を取り上げ、行政運営の改善を図るため、独自に調査を企画し実施しています(地域計画調査)。

近年、訪日外国人によるレンタカー利用が増加しており、これに伴い、外国人ドライバーによる死傷事故件数も増加しています。訪日外国人等によるレンタカー利用は、今後さらに増加が見込まれることから、一層の安全対策が求められています。

このため、当局では、レンタカー利用者の利便向上や安全確保等を図る観点から、別紙のとおり、調査を実施することとしましたので、公表します。

【照会先】

総務省 中部管区行政評価局

評価監視部 評価監視官 堺

評価監視官 梅村

電話：052-972-7430 FAX：052-972-7450

中部管区行政評価局ホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu.html>

レンタカー事業に関する行政評価・監視－訪日外国人等の利用対策を中心として－

調査の背景

- ◆ 中部運輸局管内(5県)
 - ・ レンタカー事業者数は、4年間で1.4倍
(平成24年度2,029事業者→28年度2,865事業者)
 - ・ 車両数は、平成28年度で8万台以上
- ◆ 中部国際空港を利用して入国後、レンタカーを利用する訪日外国人は、3年間で2.0倍(平成26年 約2万6,000人(推計) → 29年 約5万1,800人(同))

- ◆ レンタカーの死傷事故件数(全国)は減少傾向(平成26年 6,366件 → 30年 5,913件)。一方、外国人による死傷事故件数(同)は、4年間で2.3倍(平成26年 68件 → 30年 158件)
- ◆ 平成29年10月から、訪日外国人向けの全国エリアを対象とした高速道路乗り放題パスが販売開始(中日本高速道路の乗り放題パスは平成24年度販売開始)。→ さらに、レンタカーの利用増が見込まれることから、一層の安全対策が求められる。

- ◆ レンタカーを利用する訪日外国人等を対象に、日本の交通ルール等の認知状況を確認
- ◆ レンタカー事業者に出向き、貸渡状況や訪日外国人等の利用状況、事業者における安全対策の取組状況等の実態を確認

※ レンタカー事業者
自家用自動車の有償貸渡しを業として行うことについて、国土交通大臣の許可を受けたもの。

主な調査項目

- 1 訪日外国人等によるレンタカー利用状況及び事業者等における安全対策等の取組状況
- 2 レンタカー事業の実態及び法令等の遵守状況
- 3 レンタカー事業者に対する指導・監督等の状況

調査対象(予定)

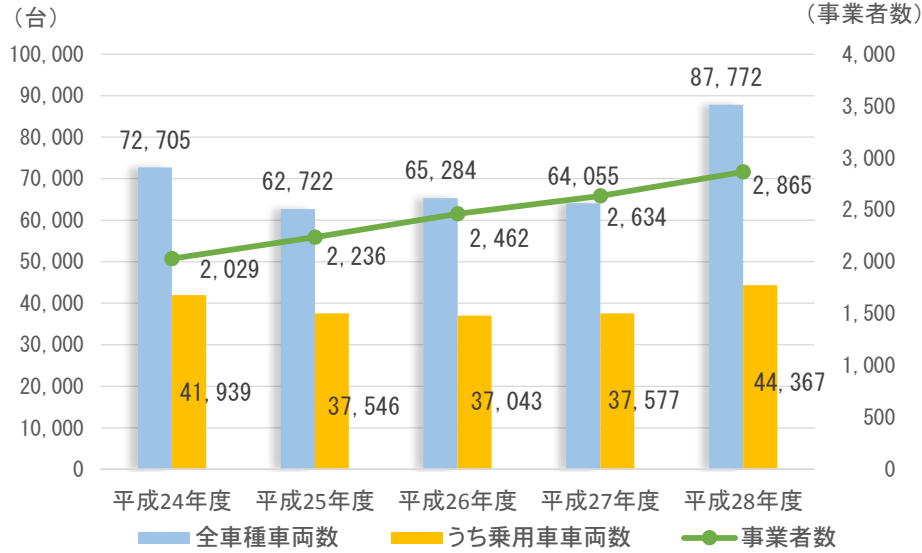
中部運輸局、運輸支局(愛知・岐阜)、関係団体、事業者等

調査期間(予定)

令和元年 8月～11月

(参考)

中部運輸局管内のレンタカー事業者数及び車両数の推移



(注) 中部運輸局のホームページに基づき、当局が作成した。

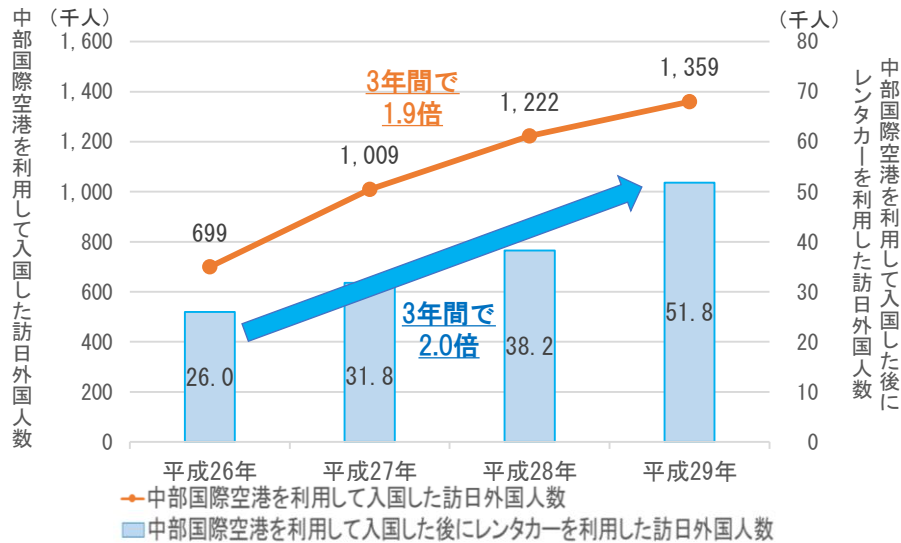
中部運輸局管内支局別のレンタカー事業者数及び車両数(平成28年度)

(単位:事業者、台)

区分	事業者数	車両数	
		全車種	うち乗用車
愛知	1,324 (146)	42,973 (109)	22,407 (94)
静岡	539 (145)	19,619 (121)	9,034 (128)
岐阜	438 (134)	10,801 (145)	5,403 (112)
三重	397 (135)	9,713 (156)	5,041 (112)
福井	167 (128)	4,666 (136)	2,482 (146)
管内計	2,865 (141)	87,772 (121)	44,367 (106)

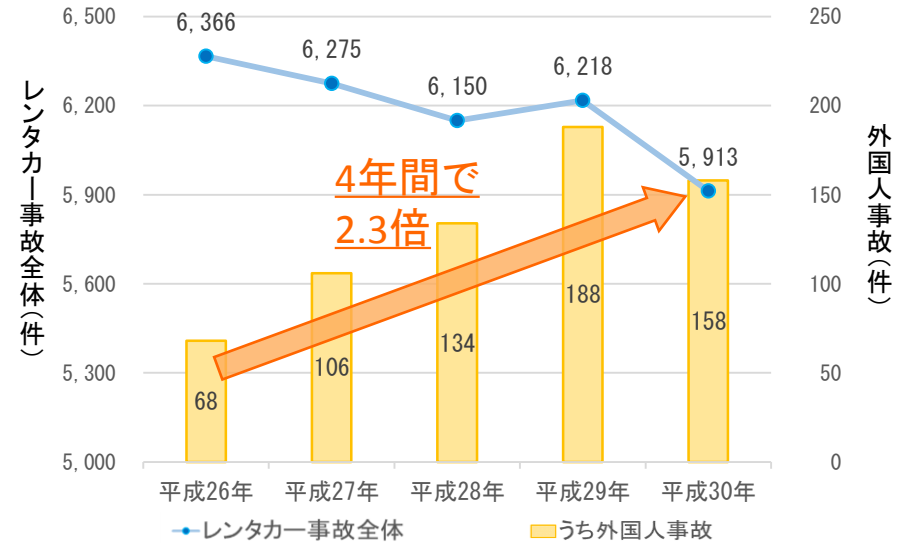
(注) 1 中部運輸局のホームページに基づき、当局が作成した。
2 括弧内は平成24年度を100とした場合の数値

中部国際空港を利用して入国した後にレンタカーを利用した訪日外国人数等の推移



(注) 国土交通省の「訪日外国人流動データ (FF-Data)」及び法務省の「出入国管理統計」に基づき、当局が作成した。

レンタカーの死傷事故件数の推移(全国)



(注) 内閣府「交通安全白書」に基づき、当局が作成した。